

株式会社ひよこグループ・株式会社ひよこのほいく
一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 一体型)

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づき、社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日～2030年3月31日までの4年間

2. 目標および取り組み内容

目標1 計画期間内において、男女ともに育児休業取得率100%とする。

〈対策〉

1. 仕事と家庭の両立支援の推進

- 男性の子育て目的の休暇の取得促進
- 利用可能な両立支援制度に関する従業員・管理職への周知徹底
- 従業員がこどもの看護等のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等により利用しやすい制度の導入

2. 多様な労働条件の整備

- 短時間正社員等の多様な正社員制度の導入・定着

目標2 フルタイム労働者一人あたりの時間外労働および休日労働の合計時間を、各月10時間未満とする。

〈対策〉

- 労働時間状況の見える化とフィードバック